

# 給水装置工事検査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、千葉市水道給水条例（昭和50年千葉市条例第6号。以下「条例」という。）第8条の2の規定による給水装置工事の工事検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事検査)

第2条 千葉市長（以下「市長」という。）は、千葉市水道給水条例施行規程（昭和50年千葉市水道局規程第1号。以下「施行規程」という。）第4条の申請に係るすべての給水装置工事について工事検査を行うものとする。

また、市長が必要と認めるときは、工事の施工過程においても行うものとする。

(検査員)

第3条 検査員は、市長が指定する職員をもってあてるものとし、工事検査は原則として1名の検査員で行うものとする。ただし、市長は、給水装置工事の規模等に応じて検査員の数を変更することができる。

(工事検査の立会い)

第4条 工事検査の立会いは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第36条第1号の規定により、当該給水装置工事を行う者として指名された給水装置工事主任技術者とする。ただし、特段の事情があるときは、当該給水装置工事に精通している者を立会者とするすることができる。

(確認の報告)

第5条 指定給水装置工事事業者は、水道法第25条の4の規定に基づき、当該給水装置工事について確認し、その結果について工事検査申請書提出時に給水装置工事確認書（別記第2号様式）により市長に報告しなければならない。ただし、特段の事情があるときは、報告を工事検査時とすることができる。

(検査事項及び方法)

第6条 工事検査は、施行規程第4条及び第5条に基づく給水装置工事施行指針に規定する給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書（以下「精算書」という。）、工事写真及び給水装置工事確認書、その他の関係書類に基づき工事の実施状況について、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）及び条例により、次の各号に掲げる項目を確認するものとする。

(1) 水質試験

井水等の他の水管との接続誤り及び水質変化の確認のため、通水後給水栓より採水し、次に掲げる各項目について試験を行うこと。

ア 残留塩素

イ 水素イオン濃度（pH）

ウ 濁度

エ 色度

オ におい

(2) 漏水確認

水圧1.75MPa(17.8kgf/cm<sup>2</sup>)を1分間加えて、漏水の有無について確認すること。ただし、既設置装置の給水装置認定取扱要綱に基づいて認定する給水装置については、水圧0.98MPaまたは1.20MPaを5分間とし、ただし書きを適用する場合は、市長が指示する水圧及び時間とする。

また、量水器設置後に、前後の継手部における漏水の有無を常圧(分岐部からの水圧)により確認すること。

(3) 給水圧力

外水栓等に水圧計を設置し、給水圧力が0.15MPa以上0.74MPa以下であることを確認すること。

(4) 給水用具等設置状況の確認

ア 止水栓、量水器及び量水器筐の設置状況

イ 給水用具の取付状況

ウ 吐水口と越流面との間隔

エ 逆流防止装置の設置状況

オ 増圧ポンプ仕様及び設置状況

特に、量水器の設置方向の確認並びに量水器を複数設置する場合における部屋番号、水栓番号及び量水器番号の照合については必ず行うこと。

(5) 路面復旧状況の確認

各道路管理者の指示による路面復旧形態及び掘削許可条件に基づき施工しているかの確認をすること。

(6) その他、現場に応じ必要な事項

(工事の改善等)

第7条 市長は、工事検査の結果、改善を要すると認める箇所が有るときは、文書又は口頭により期間を定め、当該工事の改善を指示することができる。

2 市長は、前項の規定により改善を指示した給水装置工事について、完成した旨の報告があったときは、当該部分の確認を行うものとする。

(検査の報告)

第8条 検査員は、工事検査の結果について工事検査報告書(別記第1号様式)により市長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。